

「ICT活用の手引」

～福岡県立福岡中央高等学校～

令和4年12月1日 第1版

この手引は、生徒の学びの質の向上に向けた、ICT（1人1台タブレット型端末）の活用
に当たって、端末の管理・使用上のルールや注意点を、生徒や保護者等の皆様と共有すること
で、効果的なICT活用の推進を図るものです。

本手引を御確認の上、本校の取組への御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

－目次－

1	端末の貸出と管理	2
2	端末使用の際の遵守事項	2
3	禁止事項	3
4	健康面への配慮	3
5	トラブルが起きた場合の対応	4
6	その他	4

1 端末の貸出と管理

- 端末の貸出期間は、貸与日から卒業年度の学校が指定する期日までとする。ただし、端末は年度ごとに交換する。
- 端末の貸出の際は「端末借用申請書」を提出した上で本手引の記載事項を遵守する。
- 学校生活中で活用しないときはキャビネットに入れておく。
- 終礼時にはキャビネットに戻す。
- 必要に応じて自宅に持ち帰り活用する。その際の端末の管理は、生徒及び保護者で行う。
- 自宅に持ち帰った際は、充電は自宅で行う（アダプターは個人で用意する）。
- 学校で充電が必要になった時は、キャビネットで行う。
- 進級及び卒業後は、次の学年の生徒が利用するので、大切に扱う。
- 第三者に端末を貸さない。
- 本体の設定を変更しない。
- 許可なくアプリをインストールしない。

2 端末使用の際の遵守事項

- 端末は原則として、学校と自宅のみで使用する。
- インターネット上の情報を取り扱う際には著作権保護に十分注意する。
- 端末を落としたり、濡らしたりしないように注意する。
- 学習活動以外のことに使用しない。
- 端末を使用する際は、県（学校）から配布されたアカウントを使用する。
- 各自のアカウント・パスワードは適切に管理する。
(アカウント・パスワードを第三者に流出させない など)

3 禁止事項

- 不適切なサイトにアクセスしない。
- インターネット上のファイルには危険なものもあるので、むやみにダウンロードしない。
- セキュリティ上のリスクの高い行為(不正なアプリのインストール、有害情報の閲覧等)をしない。
- 法令に違反する又は違反するおそれがある行為はしない。
- 端末を駅や店舗等の公衆無線 LAN (無料 Wi-Fi スポット等) に接続しない。
- 本人の許可を得ることなく写真や動画の撮影・掲載をしない。
- 自分や他の生徒、家族等の個人情報(名前、住所、電話番号、メールアドレス、画像、音声等)を、ネット上に不用意に書き込まない。
- 他人を傷つけたり、嫌な思いをさせたりするような内容、誹謗中傷などを SNS 等へ書き込みをしない。

4 健康面への配慮

- 端末を使用する際には、よい姿勢を保ち、目と端末画面の間の距離を 30cm 以上離す。
- 長時間継続して画面を見ないよう、30 分に 1 回は 20 秒以上画面から目を離し、遠くを見るなどして目を休める。
- 端末は明るい場所で使用する。

5 トラブルが起きた場合の対応

- 端末（付属品を含む）の故障、破損、紛失等が発生した場合、また、盗難にあった場合は、速やかに担任や副担任に連絡・相談する。
- 端末（付属品を含む）を破損や紛失等した場合は、「破損・紛失届」を学校に提出する。また、紛失や盗難の場合は、警察に「遺失届」を申請し、コピーを「破損・紛失届」に添付する。
- 上記の場合、生徒の故意または重大な過失によると認められるときは、修繕費等の原状に復旧する費用は保護者等の負担とする。
- 自他を問わず誹謗中傷等やネット上の差別情報にふれた際は、速やかに担任や副担任に連絡・相談する。
- ネットトラブルに関しては、担任や副担任または次の相談窓口にご相談する。

福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口（TEL 0120-494-100）

6 その他

- この手引に反する使用を行った場合、端末の使用を一時停止することもあるので、十分注意をする。
- 本校では、教育へのICT活用の効果を検証するために、定期的に授業アンケートを実施する。
- ネットワークのトラブルが発生した場合は、管理業者と速やかに連携しながら、学習活動を止めないよう措置する。